

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 2 号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届が提出されたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 1 1 日

岐阜県選挙管理委員会 委員長 大 松 利 幸

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
鈴木 清貴	鈴木きよたか後援会	R 元. 5. 1
藤江 久子	藤江久子と明日をつくる会	H31. 4. 30
山中 勝正	やまなか勝正後援会	R 元. 5. 1
横山 幸司	よこやま幸司を育てる会	R 元. 5. 1